

PRISM

～男女共同参画社会をめざして～

2017. 3 VOL.36



いちはら男女共同参画 社会づくりプラン (2017年度～2026年度)



「男女が共に認め合い、自分らしく

いきいきと暮らしていけるいちはらの実現」

市 原 市



男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法第2条）

簡潔に表すと、一人ひとりが自分の意思で社会のあらゆるところに関わり、優しく支え合い、喜びも責任も分かち合う、そんなみんなの幸せにつながる社会のことです。

男女共同参画社会が実現すると？

家庭では

家族一人ひとりがお互いを尊重し、協力して家事・育児・介護などを行い、健康であたたかな家庭生活を送っています。



職場では

性別に関わらず、仕事の成果や能力が適正に評価され、個人の能力を発揮できる職場で、やりがいを持って働いています。

男性も女性も育児休暇や介護休暇がとりやすく、仕事と家庭生活、地域活動とのバランスをとりながら働き続ける環境が整っています。

地域では

男女がともに、地域との関わりを大切に考え、対等なパートナーとして積極的に地域活動に参画することで、住民の意識が高まり、地域社会に強い連帯感があります。



学校では

子ども一人ひとりが、自分らしさを発揮し、個性と能力を伸ばし、いきいきと学校生活を送ります。

個人の適正や意思を尊重した進路選択がなされています。



策定の背景と趣旨

本市では、平成 16（2004）年に、「市原市男女共同参画社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成 19（2007）年 3 月には、条例に基づく「いはら男女共同参画社会づくりプラン」（以下「前プラン」という。）を策定しました。前プランの策定から 10 年が経ち、少子高齢化の急速な進展、非正規雇用の増加等、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化し、防災対策分野への女性登用の必要性等、新たな課題も生じています。

また、平成 27（2015）年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）も成立しました。

このように、男女共同参画を推し進め、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりにより、社会全体を活性化していくことが求められており、本市においても、女性が活躍できる環境の整備を進め、魅力あるまちづくりにつなげていくことが必要です。

以上のような社会環境の変化や本市の課題を踏まえたうえで、男女が共に認め合い、自分らしくいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指し、施策を総合的かつ効果的に推進するために、プランを策定したものです。

プランの位置づけ等

- ・「男女共同参画基本法」及び条例に基づき、本市の男女共同参画社会づくりを推進する上での基本となる計画であり、本市の最上位計画である「市原市総合計画」（以下「総合計画」という。）を構成する「個別計画」としてしています。
- ・国・千葉県の男女共同参画計画の趣旨を反映させたプランです
- ・「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえて策定し、かつ、同法により策定が努力義務とされている「市町村推進計画」として、プランの一部を位置づけています。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）により、策定が努力義務とされた「市町村基本計画」として、プランの一部を位置づけています。

プランの期間

基本計画：平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間

事業計画：平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間

基本理念

男女が共に認め合い

自分らしくいきいきと暮らしていける

いちはらの実現

重点施策

次の5つを重点施策と設定しています。

	現状と課題	重点施策
1	職場において、男女の地位は平等だと感じている市民は14.3%と非常に低い水準です。また、全国的に見て女性の起業家数は、男性に比べ低い水準にあります。 女性の職業生活における活躍を支援するために、職場の環境整備や起業支援等が必要です。	女性が活躍できる雇用環境の整備促進と起業等への支援
2	女性に偏りがちな家庭生活での役割分担により女性が仕事等を続けられない現状があります。 男女が家庭生活における責任と役割を平等に担えるよう男女及び事業者の意識改革が必要とされています。	男女共同参画による豊かな家庭・地域づくり
3	本市の審議会等委員における女性の割合は、24.3%であり、様々な分野における意思決定の過程において、女性の考えが十分反映されていない現状があることから、女性の参画拡大へ向け対策が必要です。	市の政策や事業者の方針の立案及び決定過程における男女共同参画の促進
4	市民生活におけるあらゆる分野で、男女共同参画を促進する必要があることから、市民及び事業者に対する活動の支援を強化するとともに、各種施策を総合的に推進する体制の確立が求められます。	男女共同参画を推進する体制の確立
5	これまで何らかのDV行為を受けたことがあると、約30%の市民が回答し、その内約80%の市民が相談には至っていないため、潜在的な被害者の救済への対策と自立に向けた支援の強化が重要です。	DV等の被害者の安全確保と自立支援の充実

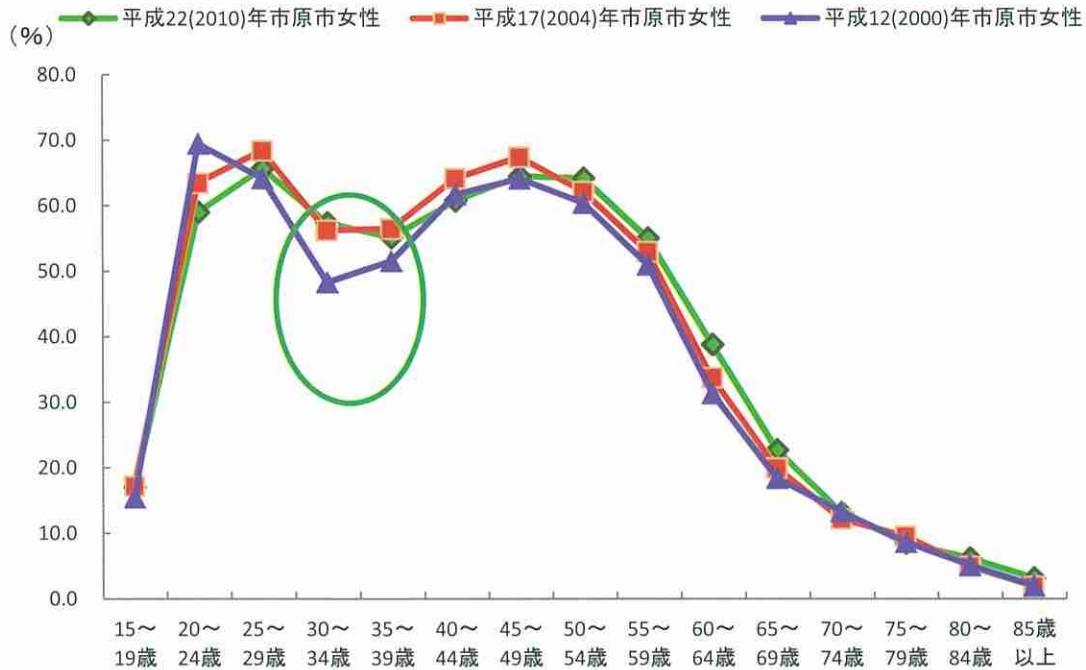
プランの体系

基本計画		事業計画	
目標	施策の方向	主な取組	
女性活躍	1 男女の相互協力による家庭生活や仕事、地域活動等との両立	(1) 女性が活躍できる雇用環境の整備促進と起業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性中心型労働慣行等の変革への取組 ● 女性の起業等への支援 ● 女性参画の促進
		(2) 男女共同参画による豊かな家庭・地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の推進 ● 地域づくりへの女性参画の推進 ● 家庭生活に関する学習機会の充実
		(3) 家庭生活や仕事、地域活動等との両立を支援する職場づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム等の導入促進
		(4) 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性農業者の参画の推進
	2 市の政策や事業者の方針の立案及び決定への男女共同参画	(1) 市の政策や事業者の方針の立案及び決定過程における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性参画の促進 ● 女性の能力開発
		(2) 男女共同参画を推進する体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者のロールモデルとなる市役所の取組
3 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣習の見直し	(1) 男女の社会における活動の選択を制約するおそれのある制度・慣習の検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の現状把握・分析 ● 市民意識調査・相談処理 	
	(2) 性別による男女の固定的役割分担意識の改革に向けての取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する啓発の推進 ● 市民が自主的に企画するセミナー等への支援 	
DV等防止	4 男女間の暴力的行為や名誉毀損的行為の根絶	(1) DV等の被害者の安全確保と自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期相談を促す広報活動の実施 ● DV等被害者の自立に向けた関係機関の連携深化
		(2) 性的な嫌がらせや性犯罪等の根絶への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● DV・セクハラ・パワハラ等防止の啓発推進 ● 防犯環境の整備
意識・教育	5 男女の人権の尊重	(1) 誰もが共感できる男女の人権理解への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意見を取り入れた人権尊重に関する取組 ● 人権擁護委員との連携事業の実施 ● メディア等への配慮 ● 各種講座の実施
	6 個人の尊厳と男女の本質的平等を基本とする教育の推進	(1) 発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育の推進 ● キャリア教育の推進 ● 職員を含む学校内における男女共同参画の推進 ● 心身に関するケアの充実 ● メディアリテラシー向上
(2) 家庭や地域社会、学校の連携等による男女平等教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域社会、学校が一体となった男女共同参画に関する学習機会の提供 ● 地域で取り組む男女共同参画 ● 男女共同参画に関する学校教育の啓発 	
健康・国際	7 男女の互いの性の理解と生涯にわたる健康な生活の確保	(1) 全てのライフステージにおける男女の健康支援と性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣改善等の健康づくり推進 ● LGBT（性的少数者）の理解促進 ● 高齢者や障がいのある人の自立支援等の充実 ● 介護支援体制の推進
		(2) 妊娠出産等に関する健康を支援する環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健事業の充実 ● 性に関する心とからだの保健事業の推進
	8 男女共同参画に向けた国際的動向への配慮	(1) 国際的な視点に立った男女共同参画への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供 ● 国際舞台で活躍する人材の育成

市原市の現状（市民アンケート結果より）

女性の年齢階級別労働力率の推移

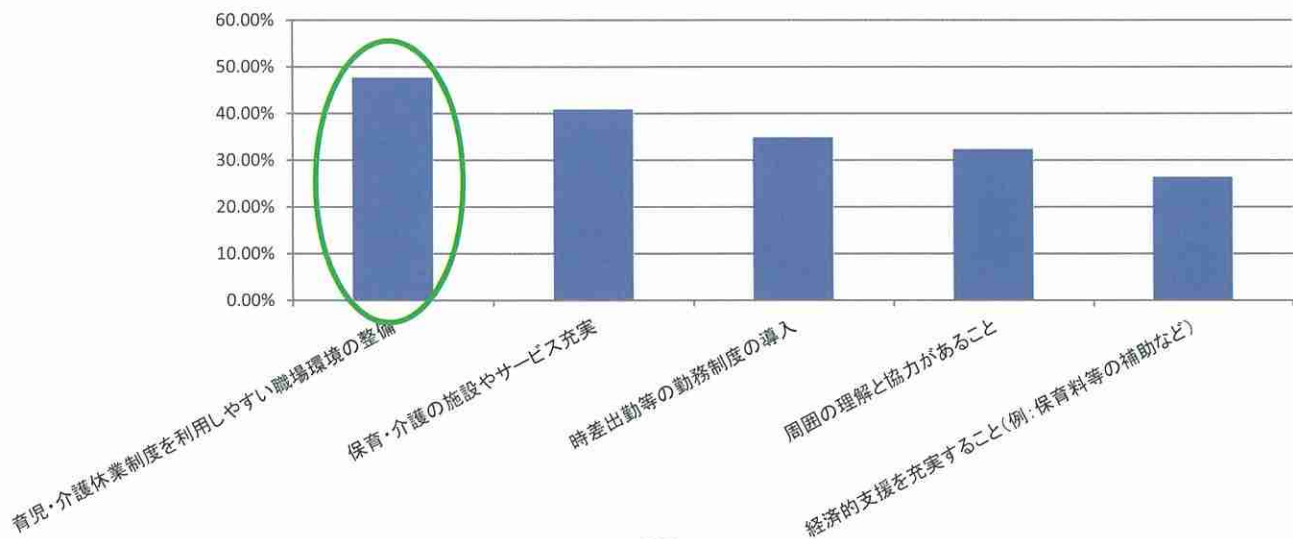
本市の女性の就業率も、いわゆる「M字カーブ」の状況であり、出産・育児期にあたる30代半ばで就業率が落ち込み、子育てがひと段落した後には再就職する人が多いことを表しています。（出典）国勢調査より



市民意識調査より（平成 28（2016）年度実施）

「男女が共に仕事と家庭生活を両立していくために必要なことは」との問いに対して、「休業制度を利用しやすい職場環境の整備」の割合が最も高くなっています。

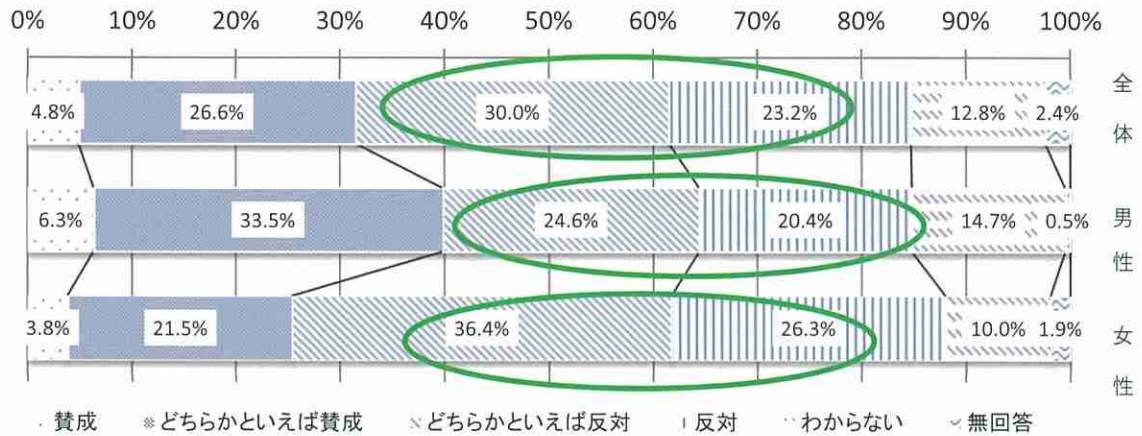
（※全体（男女）・複数回答可・上位5位まで抜粋）



市原市の現状（市民アンケート結果より）

市民意識調査より（平成 28（2016）年度実施）

「男は仕事、女は家庭という考え方をどのように考えますか。」との問いに対して、「どちらかといえば反対」「反対」を選んだのは全体として約 53%に留まっており、男女の別では、男性 45%、女性約 63%であり、女性のほうがより強く「反対」と感じています。

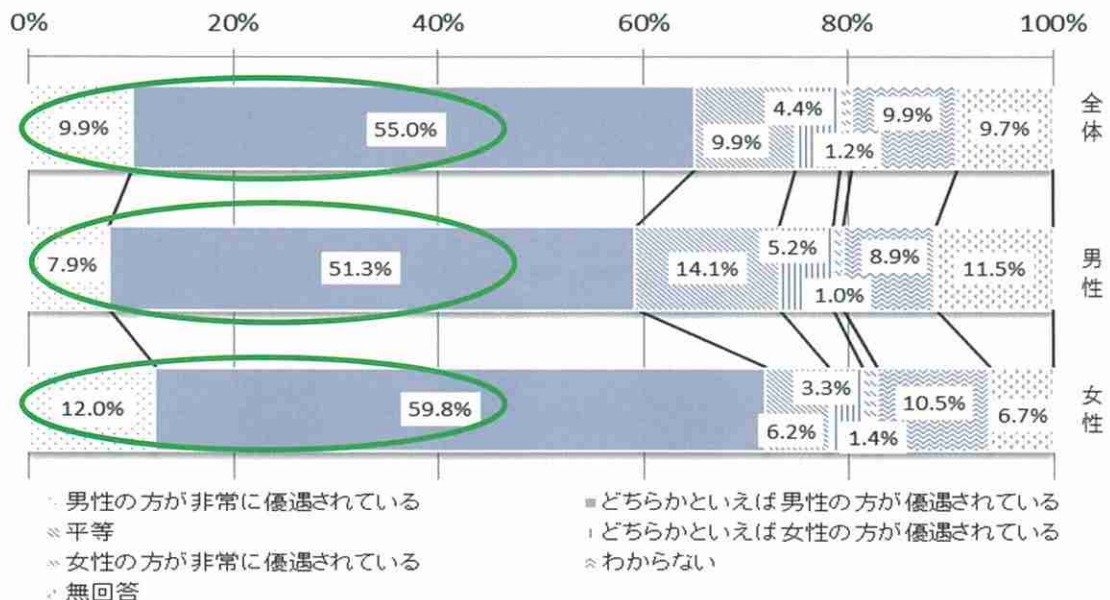


※ 無回答9%

市民意識調査より（平成 28（2016）年度実施）

「社会全体の分野で、男女の地位が平等になっていると思いますか。」との問いに対して、男性が「非常に優遇・どちらかといえば優遇」されていると感じている市民の方は、全体では約 65%となっています。

男女の別では、男性が約 60%、女性は約 70%と女性のほうがより強く男性が優遇されていると感じています。



プランの体系

		基本計画	事業計画
		目標	施策の方向
			主な取組
女性活躍	1 男女の相互協力による家庭生活や仕事、地域活動等との両立	(1) 女性が活躍できる雇用環境の整備促進と起業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性中心型労働慣行等の変革への取組 ● 女性の起業等への支援 ● 女性参画の促進
		(2) 男女共同参画による豊かな家庭・地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の推進 ● 地域づくりへの女性参画の推進 ● 家庭生活に関する学習機会の充実
		(3) 家庭生活や仕事、地域活動等との両立を支援する職場づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム等の導入促進
		(4) 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性農業者の参画の推進
	2 市の政策や事業者の方針の立案及び決定への男女共同参画	(1) 市の政策や事業者の方針の立案及び決定過程における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性参画の促進 ● 女性の能力開発
		(2) 男女共同参画を推進する体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者のロールモデルとなる市役所の取組
	3 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣習の見直し	(1) 男女の社会における活動の選択を制約するおそれのある制度・慣習の検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の現状把握・分析 ● 市民意識調査・相談処理
		(2) 性別による男女の固定的役割分担意識の改革に向けての取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する啓発の推進 ● 市民が自主的に企画するセミナー等への支援
	DV等防止	4 男女間の暴力的行為や名誉毀損的行為の根絶	(1) DV等の被害者の安全確保と自立支援の充実
(2) 性的な嫌がらせや性犯罪等の根絶への取組			<ul style="list-style-type: none"> ● DV・セクハラ・パワハラ等防止の啓発推進 ● 防犯環境の整備
意識・教育	5 男女の人権の尊重	(1) 誰もが共感できる男女の人権理解への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意見を取り入れた人権尊重に関する取組 ● 人権擁護委員との連携事業の実施 ● メディア等への配慮 ● 各種講座の実施
	6 個人の尊厳と男女の本質的平等を基本とする教育の推進	(1) 発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育の推進 ● キャリア教育の推進 ● 職員を含む学校内における男女共同参画の推進 ● 心身に関するケアの充実 ● メディアリテラシー向上
(2) 家庭や地域社会、学校の連携等による男女平等教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域社会、学校が一体となった男女共同参画に関する学習機会の提供 ● 地域で取り組む男女共同参画 ● 男女共同参画に関する学校教育の啓発 	
健康・国際	7 男女の互いの性の理解と生涯にわたる健康な生活の確保	(1) 全てのライフステージにおける男女の健康支援と性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣改善等の健康づくり推進 ● LGBT（性的少数者）の理解促進 ● 高齢者や障がいのある人の自立支援等の充実 ● 介護支援体制の推進
		(2) 妊娠出産等に関する健康を支援する環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健事業の充実 ● 性に関する心とからだの保健事業の推進
	8 男女共同参画に向けた国際的動向への配慮	(1) 国際的な視点に立った男女共同参画への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供 ● 国際舞台で活躍する人材の育成